

国保の方へ

現在お使いの保険証は、令和7年7月31日が有効期限となっています。

マイナ保険証を持っている方には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証を持っていない方には「資格確認書」をお届けしています。

8月1日からは、「マイナ保険証」か「資格確認書」により医療機関などを受診してください。

お届けしているものと、8月1日からの受診の仕方

◆マイナ保険証を持っている方

- ・「資格情報のお知らせ」をお届けしています
- ・「マイナ保険証」で受診してください



◆マイナ保険証を持っていない方

- ・「資格確認書」をお届けしています
- ・「資格確認書」で受診してください



「資格情報のお知らせ」について

- ・何らかの事情でマイナ保険証の読み取りができない場合等に提示してください。

「資格確認書」について

- ・介助の必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な場合等には申請により「資格確認書」を発行します。
- ・70歳以上の方には高齢受給者証を兼ねた「負担割合の記載がある資格確認書」をお届けしています。
- ・新たに70歳になる方には誕生日までを有効期限とした「資格確認書」をお届けしています。その後あらためて「負担割合の記載がある資格確認書」の交付についてお知らせします。

その他

- ・旧保険証等をご自身で破棄してください。
- ・同封のジェネリック医薬品を希望するシールやカードをぜひご利用ください。

マイナ保険証の持ち方

・マイナンバーカードを持ち + 保険証の利用登録をする

ステップ1 マイナンバーカードを申請

- 申請方法は選択可能
 - ・ 役場窓口で申請
 - ・ オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
 - ・ 郵便による申請
 - ・ まちなかの
証明写真機からの申請

ステップ2 マイナンバーカードを 保険証として登録

- 利用登録の方法
 - ・ 役場窓口で行う
 - ・ 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
 - ・ マイナポータルで行う
 - ・ セブン銀行ATMから行う

マイナンバーカードを使うメリット

より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健診の結果を見れるようになり、治療に役立てることができます。
(マイナポータルでご自身でも見れるようになります。)
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度の限度額を超える支払いが免除されます。

